

H17.4.1 発行

第 158 号

協会通信

社団法人全国有料老人ホーム協会

東京都中央区八重洲二丁目 10 番 12 号

第 2 回通常総会について

3 月 29 日、総会に先立ち厚生労働省老健局振興課・香取課長に特別講演を行っていただきました。引き続き開催された平成 16 年度第 2 回通常総会では、宮澤理事長からも来年 4 月に改正される老人福祉法、介護保険法について重要な説明が行われましたので、その一部をご紹介します。

【香取課長ご講演内容より】介護保険法改正におけるケア付居住施設の充実について

○有料老人ホームについては、介護保険制度施行後、施設数、定員数、入居者数ともに急増している。ホーム数で見ると平成 11 年に 303 だったのが、直近で約 1,000 になっている。ただし、これは届出ベースなので、無届のものも含めるとかなりの数にのぼる。特徴は、いわゆる介護専用型の伸びにある。全体としてみると、小規模化の傾向が見られる。

介護の提供体制などを考えると、いわゆる早めの住み替えとして自立の段階から入居するホームと、要介護状態になってから入居する介護専用型のホームは、制度上も別の体系として扱われる方が合理的な部分がある。

○今回の特定施設の見直しの大きな柱は 2 つある。

一つは、現在、特定施設の対象となっているのは有料老人ホームとケアハウスだけだが、一定の要件を満たした高齢者向けの住宅について、一定のケアサービスを提供することができれば特定施設の対象にする。したがって、シルバーハウジングや高優賃などもその対象となりうる。

もう一つは、今の特定施設基準のサービス提供形態はサービスを内包しているものだが、現行の基準に加えて、外部サービス事業者と提携し、介護サービスをアウトソーシングする形態を認めるというものである。

早めの住み替えに対応するホームの場合は、要介護者が予測ができない形で発生し、一定の人数に達するまでは自前でサービスを提供しても採算が合わない等の指摘がある。要介護者が少ない段階から一定の職員を置くのは現実的でない面もあり、施設の中での介護量の変化に対応して必要なサービスを調達できるよう、外付けをする、という形ができるようにすることを考えている。

○有料老人ホームの見直しに係る基本的認識については、無届施設の存在など、規制が空洞化している現状を踏まえると、介護部分については様々な形で介護保険法で規制することを前提に、全体としてきちんと届出をしていただく、あるいは同一条件で市場参入していただく、という観点で、①10 人以上の人数要件を外す、②食事サービス提供要件の有無を問わず、基本的には生活支

援サービスを行っていることをもって定義上有料老人ホームとすることとしている。

また、一時金保全措置や情報開示の義務化、都道府県の立入調査権限付与等を行い、入居者保護の充実を図る。

- 一時金保全措置の義務化については、平成 18 年 4 月以降に設置をする施設から義務化したいと考えている。ここでは有老協の入居者基金をこの保全措置に位置づけることができるかどうかということが大きなポイントだ。これは現在の有老協の会員資格や、会員でなければ基金に加入できないなどの課題があるので、ある程度基金制度の構成や有老協の会員資格の課題を整理していかなければ、法律上の保全措置としての位置付けは難しいと思っている。また、グループホームにも同様に保全措置が求められるようになるので、別の方策が必要かどうかを検討する。具体的な方策については協会と相談して検討を進めていきたい。

【宮澤理事長報告事項】老人福祉法改正に伴う、入居者基金制度の取扱いについて

- 老人福祉法・介護保険法改正に関連して、今後の省令作成段階においては、業界として必要な意見を厚生労働省に提出していきたい。特に、香取課長の特別講演で説明のあった、入居一時金の保全措置策の一つとして、本協会の入居者基金制度をみなす、という考え方がある。
- 本件については、協会内に「法改正対策会議」を設置し、鋭意検討を行っているところである。今後は厚生労働省ともよく協議を行いながら、会員各位には早急に方向性を含め地域ごとにご説明させていただくなどしたい。また、必要があれば 5 月の総会に議案を上程させていただくことなども考えている。

理事会等

第 2 回通常総会 (3/29 15:25~16:30)

議 事

以下の議案について、可決承認された。

- | | |
|---------|-------------------------|
| 第 1 号議案 | 平成 17 年度事業計画書案 |
| 第 2 号議案 | 平成 17 年度一般会計予算書案 |
| 第 3 号議案 | 平成 17 年度輝・友の会特別会計収支予算書案 |
| 第 4 号議案 | 平成 17 年度入居者基金特別会計予算書案 |
| 第 5 号議案 | 平成 16 年度補助金予算書案 |
| 第 6 号議案 | 役員選任規則の改正について |



第9回理事会 (3/29 10:30~12:00)

議 事

第1号議案 「入会資格・入居者基金加入審査委員会の審査結果について」

(1) 準会員・ホーム準登録・入居者基金加入について

- ①社会福祉法人啓生会「有料老人ホームアープル・ヴェール」の件
- ②株式会社アリビオ「アリビオこぶち壱番館」の件

審議結果

○承認した。

(2) 正会員・ホーム正登録審査について

- ①株式会社イーライフデザイン「グランケアあざみ野」の件
- ②株式会社サンライフ小野谷「サンライフ小野谷」の件

審議結果

○承認した。

第2号議案「平成16年度第2回通常総会の上程議案について」

審議内容

－事業計画書、シルバー川柳は第4回目ではなく、第5回ではないか。

審議結果

○総会説明上、修正することとした。

3. 報告事項

(1) 介護保険法改正及び老人福祉法改正の動向について

○理事長より、高齢者住宅財団に設置された「一時金保全措置」に係る検討委員会の開催内容、特に本協会の入居者基金制度の位置づけについて経過報告が行われた。

(2) 「有料老人ホーム個人情報保護ガイドライン」説明会実施結果について

○「個人情報保護ガイドライン説明会」について、3月中に全国4か所で会員事業者約300名のご参加を得て開催した旨、報告が行われた。
－協会自身の個人情報取扱いについて、対応が遅れているのではないかと。取扱事業者になるのであれば、4月までに対応すべき、との意見が出された。

(3) 監事の辞任について

○事務局より、吉田監事から一身上の理由により辞任届が提出され、受理した旨の報告が行われた。

(4) 平成16年度の未収金計上予定額について

○事務局より、会費等の未収金計上となる可能性のある6社の状況について報告が行われた。

(5) 事務局人事について

○理事長より、吉田事務局長が一身上の都合により今月末で退職する旨の報告が行われた。
また、当分の間、事務局長の職を理事長が代行すること、また五十嵐次長が総務部長と第2事業部長を兼務、事務局の業務については引き続き松岡顧問に統括をお願いする、との説明が行われた。

第4回有料老人ホーム業雇用高度化検討委員会 (3/3 10:00～12:00)

議 事

1. 報告書案について

日本総研より報告書案について説明

- －図表が多くなっているが、もう少し説明の文章が入るのか。説明文が少ないような印象を受けるが。
- －まとめ方はいろいろあると思うが、その点についてもご意見をいただきたい。結果の総括だけでも序章部分に入れる形も考えられる。
- －有料老人ホーム業の特徴を最初に盛り込む必要があるのではないか。
- －言葉の使い方が統一されていない部分があるので、統一した方がよい。
- －3～5年の勤務経験が最も多いという結果が出ているが、開設年数との関係もあるので、その点もわかるように表示した方がよいのではないか。
- －説明文を丁寧に入れることによって、見えてくる情報もある。
- 今後更に説明文を加えていく。冒頭に有料老人ホーム業についての説明を盛り込む。
- －傾向として入居者・従業員の全体の数はわかるのか。入れた方が参考になるのではないか。
- －入居者はわかるが、従業員については正確な資料がない。
- －昨年の調査を参考にして、正確な数字でなくとも目安を示した方が良いのではないか。
- 目安として概数を示す。
- －所定の労働時間平均より実労働時間の平均の方が少ないということがあり得るのか。
- －所定と実労働の回答者数が異なる（無回答が多い）。答えた人が重ならないためではないか。
- －所定労働時間が週40時間を超えているというのは問題がある。
- －所定時間ではなく、通常の拘束時間で回答している可能性があるのではないか。
- －いずれにしても注釈を入れないと調査全体の信頼性に関わるので注意する必要がある。
- データを確認。間違いがなければ注釈を入れて対応する。
- －事業所や企業規模といった数字も重要だと思われるがそういったものは入らないのか。
- －直接処遇の正職員で年収100万円以下というのは少なすぎる。勤務期間が1年未満かと思われるので除いた方が良いのではないか。
- －男女、年齢でもクロスした方が面白い結果が出るのではないか。
- －無回答も多いのであまり細かくクロス集計しても、逆に結果がぶれる恐れがある。様子を見ながら適宜やって欲しい。
- 勤務期間については精査して1年未満については除いていく。
- ・「事業から見えてきた可能性と課題（骨子案）」（当日配付資料）について日本総研白紙氏より説明
- －要介護と自立は、ホームの形態によって区分するのもよいが、回答者自身の状態によって分けた方が良いのではないか。

- －入居者の身体状況について回答を取っていないため困難。
- －職員体制の所などは無回答を含めて集計されているが、除いた方が良いのではないか。
- －無回答が多すぎるので除いてしまうと、バイアスがかかってしまう恐れはないか。
- －無回答にも意味があるという考え方から含めて集計している。
- －特定の部分だけ抜いて集計したりするとおかしいし、ミスリーディングになりかねない。
- そのままにして、無回答が多いものは文中で説明を加える
- －「入居者のニーズに応えられているか不安」という回答が多いのは、職場でのケースマネジメントができていない証拠ではないか。これを研修などの過程でクリアにすることができれば意義がある。
- －新しい知識・技術に対して職員はどん欲。事業者側はいかにそれらを提供できるのが課題。
- －全体的に次年度以降にもっと詳細な集計はするのか。もっと精緻に集計すれば面白い結果が出るのではないか。
- 今年度は時間的にも難しい。次年度入れる方向で検討中。

2. 平成17年度事業について

- －地域研修会というのとは何か
- －全国各地で研修会を開催し、事業の成果を広めたいと考えている。
- －他の事業所の見学・交流などは職員の要望も高いようだが。
- －地方での研修会の開催時にそのようなプログラムも検討できるのではないか。
- －3年目はどうするのか。
- －研修会とリンクさせて啓発普及事業を行いたい。そのため、次年度についてはモデル研修会のような形で考えている。



第7回入会資格・入居者基金加入審査委員会(3/28 13:30 ～ 16:30)

議 事

(1) 準会員・ホーム準登録・入居者基金加入について

- ① 社会福祉法人啓生会「有料老人ホームアープル・ヴェール」の件
- ② 株式会社アリビオ「アリビオこぶち壱番館」の件

検討結果

- 承認し、理事会に上程することとした。

(2) 正会員・ホーム正登録審査について

- ① 株式会社イーライフデザイン「グランケアあざみ野」の件
- ② 株式会社サンライフ小野谷「サンライフ小野谷」の件

検討結果

- 承認し、理事会に上程することとした。

議 事

1. 報告書案について

日本総研より報告書案について説明後、第1部「事業の概要と今年度事業の成果」について討論に入る。

・内容について

－第1部の最後には「まとめ」が入るのか。入れた方が分かり易い。

○「まとめ」を入れる予定で進める。

－介護サービスに対する満足度のアンケートに、自立の方の回答を入れる必要があるのか。違和感がある。

－「自立3割以上」「自立3割未満」という表現がわかりにくい。

－「入居者一人ひとりのニーズへの対応」に対する不安が高いのは、職員の力不足から来るものなのか、それとも入居者個々人の考えなど分からないということなのか。その辺りの分析をできれば、今後にも役立つのではないか。

－表中では（スペースの都合上）縮めているが、実際は「入居者一人ひとりのニーズにこたえられているか不安」という質問の仕方をしている。今回の調査ではまだ深くまで掘り下げられていないのでそこまではわからない。

－次年度以降の課題として明記した方がよい。

－入居者と従業員で設問内容が異なるものを比較しているが、そこで「ある程度符合した結果」というのはどの部分を見てそのように判断しているのか。

－「高齢者の身体や気持ちへの理解」の選択肢を「入居者一人ひとりのニーズへの対応」と符合させて判断した。

－従業員の数が示してあるが、これは直接処遇職員なのか、それともその他のものも含むのか。

－70年代にホームが起こったというのは違うのではないか。もっと古いものもあるし、起源ははっきりとは示しにくい。老人福祉法に規定された時期など、明示しておく必要があるだろう。

－ホームは首都圏中心だけではない。様々な地域で増えてきているので注意が必要。

－無回答が抜けている表があるが、意図的な印象を受ける。

－無回答が多い回答については何らかの説明が必要だろう。

－無回答を入れて改めて表にする。

－直接処遇職員から見たサービスの満足度評価は「介護」に関して、それ以外の職員は「生活サービス」に関して、ではないのか。2つを並べて比較するような図表は誤解を与える恐れがある。

－自由回答を見ても職種によって見ている範囲はだいぶ違うと感じる。見せ方は検討する。

－「同業種を漂流する」と文中にあるが、下の表からはそのような結果は見えてこない。

－「今後取得したい資格」について、「介護福祉士」など、非正規の職員の方が数字が高く出ているが、正規職員は既に持っている場合が多いのではないか。これだと、非正規職の方

が取得意欲が高いように見える。

- －保有資格のデータとクロスをかけて、保有者と非保有者をきっちりわけろ。
- －処遇満足度については、属性別（男女別等）の表を入れた方がいいのではないか。
- －最初に「看護職の確保・定着」が着目項目としてあげられているが、報告書のどの部分を見れば分かるのか。
- －昨年の調査に基づいた着目点として入れたが、まだ掘り下げた分析が不足しているので、この報告書案の中では明確に示せていない。
- －検証仮説として3項目挙げているので、着目項目として無理に示す必要はないのではないか。
- －文章の意味がよく理解できない部分がある。
- －精査して分かり易い内容にする。

・言葉の使い方、体裁等について

- －字送りが中途半端なところは読みやすくなるようにした方がよい。
- －「仮説」という言葉を使っているが、「仮説」よりは「課題」とした方がよいのではないか。
- －ホーム数などの数字が異なっているところがあるので、きちんと確認する必要がある。
- －調査時点もバラバラだがそろえられないのか。
- 最新のデータでそろえる。
- －「従業者」という言葉を使用しているが、雇われる側だけを指す場合「従業員」の方がよいのではないか。このようなところでは言葉の定義も入れた方がよいだろう。
- －図表の色分けがはっきりと区別が見えない部分がある、見やすいようにして欲しい。
- －50歳以上を「高年層」としているが、これでよいのか。
- －定義を確認する。
- －図表に番号が入っていないが入れないのか。
- －最終的には入れる予定。
- －ページ全体に図だけしかないところがあるが、簡単でも言葉を入れた方がよいのではないか。
- －「正確には把握できない」というような断定的な言い方は避けた方がよい。
- －目次は細かくして必要なところを見やす作りにして欲しい。

- 本日いただいた意見を受け、もう一度報告書案の中身を精査する。修正案は来月中旬頃に各委員に発送する。確認後の訂正内容等については委員長預かりとする。

基礎データ〈H17.4.1 現在〉

- 協会加盟法人・登録ホーム----- 147 法人 237 ホーム
- 入居者基金加入ホーム(分譲型は対象外)----- 137 法人 210 ホーム
(入居者基金登録者数----- 11,966名 (-168/月))
- 輝・友の会 会員数----- 2,556名 (-105/月)
- 協会ホームページ・アクセス累計----- 550,266件 (+14,993/月)

入 居 相 談 状 況

○3月の問い合わせ件数 277件

・ 内訳

	入居相談	資料請求	合 計	平均／日
来 会	33	12	45	2.0
電話・文書	170	62	232	10.5
合 計	203	74	277	-----

- ・ 「資料請求」：資料請求のほか、会員ホームガイドの申込み、友の会への入会希望を含む。

・ 入居相談内容の内訳

- ・ ホームの所在地を指定した問い合わせ ----- 72 件
- ・ 個別ホームに関する所在地等の問い合わせ----- 22 件
- ・ 有料老人ホーム全般についての問い合わせ----- 109 件

・ 相談内容の具体例

- ・ 今後、介護予防サービスへの対応が各ホームでできるようになるのか。
- ・ 認知症の方が、状態の良い時に自分でホームに予約金を支払ってしまった場合、契約無効としてキャンセルできるか。その手続きは専門家でなければできないか。

業界関連NEWS

■ 平成17年度第1回通常総会の開催について

今年度の標記総会を、6月2日(木)に開催いたします。

開催案内は5月に送付いたしますので、正・準会員におかれましてはご出席を賜りますようお願い申し上げます。

■ 平成16年度定例調査の実施について

先般送付した平成16年度入居状況調査につきましては、ご回答期限は4月22日(金)となりますので、よろしくお願いいたします。

■ 平成16年度シルバーマーケット調査研究会の実施結果について

標記研究会を2月25日に東京、3月10日に大阪で開催しました。

「電力契約の見直しによる電力コスト削減」をテーマとし、両会場合わせて37社40名のご参加をいただきました。

■ 「有料老人ホーム個人情報保護ガイドライン」について

3月に全国4箇所で開催した説明会には、約300名のご出席をいただき、ありがとうございます。

当日に席上配布した冊子の追加提供をご希望される声が多く出ましたが、残部がなく申し訳ありませんでしたが、協会HPの会員事業者ページにおいてガイドラインのみダウンロードできるようになっておりますので、ご利用ください。

また一般からの希望にも対応するため、今月中に本冊子をA5版にまとめた「有料老人ホーム事業における個人情報保護」（定価2,000円、送料別）を出版いたします。会員各位には2割引でご提供しますので、ご希望がありましたら事務局までご連絡ください。

■ 「規制改革・民間開放推進3か年計画」の改定について

平成17年3月25日、政府は、平成16年3月19日に閣議決定された標記3か年計画を改定しました。以下、有料老人ホーム事業又は指定特定施設事業の関連項目を抜粋して速報します。

各欄の「実施予定時期」部分は、厚生労働省の取組状況を示しています。

詳細につきましては、内閣府HP

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html> まで。

事項名	措置内容	実施予定時期		
		H16	H17	H18
①認知症高齢者に対する介護	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施		
②介護職の業務範囲等	a 爪切り等、医行為に当たるか否かが明確に示されていない行為について、医行為に当たらない行為を明確化し、周知徹底する。	結論		
	b ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引についての法律的整理の結論を早急に得るとともに、今後、必要に応じてその他の医行為についても検討し、結論を得る。	一部措置済（たんの吸引について3月通知）	逐次検討・結論（その他の医行為）	

	c 在宅介護をめぐる課題の一つとして、医療ニーズの高い難病を患っている要介護者の在宅療養の支援があげられていることを踏まえ、例えば、短時間の訪問看護体制の構築や、主治医との連携方策の強化などにより、訪問看護が要介護者のニーズに応じて適切に利用されるための方策を検討し、措置する。		検討・結論	早期に措置
③介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担等	措置制度時代の残滓とも言える「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、これらの施設をいわば「介護ケア付き賃貸住宅」とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定する。		措置	
④社会福祉法人と民間企業等との間の競争条件の同一化	ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、それを減価償却費に充当することで、現行の施設整備費補助についても見直しを行い、NPOや株式会社等の民間事業者によるものを含む多様な介護施設間の対等な競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図る。施設整備費補助は、地域再生要望を踏まえ、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行予定であるが、その交付を受ける地方公共団体が、競争条件の同一化という観点に立って活用できるようにする。その際、老人保健施設及び療養病床の施設建設費用償還分（減価償却費相当分）の介護保険給付についても、同様の観点から見直す。		措置	
⑤利用者保護のための監視体制の構築	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。		措置	
⑥サービスの質の向上のための取組	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行う。（第162回国会に関係法案提出）また、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	法案提出	法案成立後公布	早期に措置
		逐次実施（介護相談員派遣事業）		

⑦介護支援専門員の在り方	a 例えば、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に関する専門性を高めるための実務経験や現任研修等を織り込んだキャリアパスの導入等により、介護支援専門員の能力向上を図るとともに、業務の質を確保するための更新制の導入や公正中立な活動を確保するための支援策について検討し、所要の措置を講じる。(第 162 回国会に関係法案提出)	法案提出 (更新性の導入)	検討・結論 (更新制の導入については法案成立後公布)	早期に措置
	b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	措置済(3月通知)		
⑧介護保険における認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託	個人のケアマネジャーに対して、介護保険における認定調査を委託可能にする。 (第 162 回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置
⑩株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁	a 構造改革特区における公設民営方式又は P F I (民間資金等活用事業)方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。	逐次検討		
	b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成 15 年 7 月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。	逐次実施		
⑪サービス内容等に係る情報の開示	介護サービスの利用者による適正な選択に資するため、保険給付の対象となるケアサービス、保険給付の対象とならないケアサービスならびに居住サービスの内容、料金等について、サービス提供主体による情報開示を徹底する。その際、公正中立的な第三者がサービス提供主体の開示する情報の内容の確認等を行う。なお、当該第三者が行う「確認」	法案提出	法案成立後公布	早期に措置

	は、「評価」ではなく、利用者等が行う評価に資するための事実関係の確認に留める。 また、民間有料老人ホーム等の特定施設についても、以下の措置を講ずる。 ① 居室の利用、保険給付対象のケアサービス、食事の提供その他日常生活上必要なサービス等の費用を明確に区分する。 ② 中途解約で利用者が著しく不利となることがないように、利用者に対する契約内容の明示（例えば要介護状態となった場合の個室での利用条件、入居一時金の返還金に関する規定等）を徹底する。 （第 162 回国会に関係法案提出）			
⑬認知症高齢者グループホームと有料老人ホーム等への住所地特例制度の適用	介護専用型特定施設に分類される有料老人ホーム等のうち入居定員が一定以上であるものについては、広域的に利用されるサービスとして、住所地特例の対象とする。 なお、認知症高齢者グループホーム等についても、市町村が中心となって整備をコントロールできるようにする。 （第 162 回国会に関係法案提出）	法案提出	法案成立後公布	早期に措置
⑭地域密着型サービス事業者の指定権限の市町村長への移譲	介護保険制度の見直しの中で、平成 18 年度から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等）を創設することとし、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとする。 （第 162 回国会に関係法案提出）	法案提出	法案成立後公布	早期に措置
⑮有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組み	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。 （第 162 回国会に関係法案提出）	法案提出	法案成立後公布	早期に措置

⑯高齢者介護の新しい仕組みの在り方	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容（評価）を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	一部措置 済（科学的・実証的研究の開始）	逐次実施
-------------------	---	-------------------------	------

■ 公益法人会計基準の運用指針について

3月23日、各省庁の連絡会議において、「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）の適用に当たって特に必要となる事項について、運用指針を申し合わせました。

ここでは、新会計基準適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載、退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱い、過年度分の減価償却費の取扱い、等について詳細が規定されております。

詳細については、総務省HP http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050323_5.html まで。

■ 協会人事について

氏 名	従来職名	変 更 後
【役員】 吉田 勲	監 事	一身上の都合により3/29付で辞任
【事務局】 吉田 真久	事務局長 兼 総務部長	一身上の都合により3/31付で退職 ※当分の間、宮澤理事長が職務を代行する。
五十嵐さち子	事務局次長 兼 第二事業部長	事務局次長 兼 <u>総務部長</u> 兼 第二事業部長
松本 光紀	総務課長 兼 第一事業部課長	<u>法改正対策室長</u> 兼 総務課長 兼 第一事業部課長
中西 雅浩	第二事業部員	<u>第一事業部係長</u> 兼 第二事業部員
桑田 容子	第二事業部員	<u>総務係長</u> 兼 第二事業部員

※以下の2名については現職のまま

柳澤 修一（第一事業部長）、斉藤 まき（総務部員）

4月の予定			
理 事 会 等	回	日 時	場 所
理事会	1	4/26 13:30-	協会会議室
委 員 会 等	回	日 時	場 所
法改正対策会議	1	4/ 8 13:30-	協会会議室
職員研修委員会	1	4/14 13:30-	〃
入会資格・入居者基金加入審査委員会	1	4/25 13:30-	〃